

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	住宅循環円滑化保証基金
法人名	（財）日本賃貸住宅管理協会
基金額（国庫補助金等相当額）	100,000,000円 （100,000,000円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	良質な住宅のサブリース契約に伴う家賃債務に対して保証を行う。

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
基金事業を終了する時期	○平成27年度末までに事業を終了する。
次の見直し時期	○次回見直しは平成21年度に実施する。
基金事業の目標	○民間賃貸住宅における合理的かつ適正な維持管理の促進 ○居住ニーズと住宅ストックのミスマッチの解消 以下の子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を目標とする。 【全国：42%（平成15年）→50%（平成22年）】 【大都市圏：37%（平成15年）→50%（平成27年）】
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	〔記載例：貸付事業を想定〕 ○ 算出した保有割合は、1.88であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額×基金保有額に対する債務保証限度額の倍率÷（債務保証残高＋債務保証見込額＋管理費） ＝100百万円×68倍÷3,620百万円 ＝1.88 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成17年度末の基金額：100百万円 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率：68 債務保証残高：2,950百万円 債務保証見込額：650百万円 管理費：20百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。